

岐阜県税条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年六月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「質問し、又は検査」を「質問、検査又は物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出の要求」に改める。

第七十一条の三に次の一項を加える。

4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第七十一条の六の二において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第七十一条の六の次に次の一条を加える。

第七十一条の六の二 オーストラリア軍隊が、第七十一条の三第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第七十一条の二第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第七十二条の八第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費

効率」という。)に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十五を乗じて得た数値(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率)に改め、同号へ中「バス又は」を削り、同号へ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(1)(i)中「第九条の二第十八項」を「第九条の二第十七項」に改め、同号イ(1)(ii)中「第九条の二第十九項」を「第九条の二第十八項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ(1)中「第九条の二第二十二項」を「第九条の二第二十一項」に、「第九条の二第二十三項」を「第九条の二第二十二項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百十」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十三項」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十八項」に改め、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の一」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十一項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十

- 七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第七十二条の八第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十三項」に改め、同号ロを次のように改める。
 - ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十四項に規定するもの
 - (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第七十二条の八第二項第三号ニ中「第九条の四第二十二項」を「第九条の四第二十七項」に改め、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第二十一項」を「第九条の四第二十六項」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。
 - ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十五項に規定するもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第七十二条の八第四項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二

十七年度基準エネルギー消費効率」を削り、「施行規則第九条の三第三十二項」を「同条第三十二項」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率）」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値）」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第七十二条の八第五項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「、第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
------------	-------------------------	------------------------

第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

第七十二条の十七第一項第三号及び第六号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附則第十二条の四第一項第二号中「自衛隊」の下に「又は第七十一条の三第四項に規定するオーストラリア軍隊(第七項において「オーストラリア軍隊」という。)」を加え、同条第七項中「前二項」を「前三項」に、「又は第六項」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第七十一条の三第一項(第三号に係る部分に限る。)及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第十二条の七第二項及び第十四条第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

第二条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第十一条中「公示送達は」の下に「、同条第二項の総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに」を加え、「又は」を「若しくは」に、「掲示して」を「掲示し、又は県税事務所若しくは自動車税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第七十二条の八第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同号ト(2)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準

エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」を「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同条第二項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の七十」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百五十一」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百七十三」を「百分の七十三」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の百五十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同表第五項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百十六」に改め、同表第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百二十三」に改め、同表第六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百九」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十

八項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十九項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附則第十二条の六(見出しを含む。)中「附則第十二条の二の十第一項」を「附則第十二条の二の十」に改める。

附則第十二条の八中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第七項の規定 令和七年四月一日

二 第一条中岐阜県税条例第七十一条の三に一項を加える改正規定及び同条例第七十一条の六の次に一条を加える改正規定並びに同条例附則第十二条の四の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

三 第二条中岐阜県税条例第十一条の改正規定及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

2 第二条の規定による改正後の岐阜県税条例第十一条の規定は、前項第三号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)第七十一条の三第四項及び第七十一条の六の二の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

4 新条例附則第十二条の四第一項(第二号に係る部分に限る。)、第七項及び第八項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき

軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例第七十二条の八及び附則第十二条の七の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十四条の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

7 第二条の規定による改正後の岐阜県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直す等のため、この条例を定めようとする。